

放送メディアデジタル化に伴う “教育教材”に関する著作権法の一考察

—学校教育、学校図書館における情報メディア活用の視点から—

Influence of the digitalization of broadcasting media
on the copyright law and educational teaching materials

—From the viewpoint of the utilization of
information mediain schools and school libraries—

杉 本 節 子
北 克 一*

キーワード：放送コンテンツ、著作権、教育教材、学校図書館

Key words: broadcasting contents, copyright, educational teaching material, school library

抄録：現代の日本における放送メディアの放映内容の中には、学校教育において「教育教材」として非常に有効なコンテンツが少なくない。一方で、地上デジタルテレビ放送が開始される 2011 年には全放映内容が「デジタル化」されることによるネットワークを通じた「不正」配布、不正コピーの拡大について、DCMS (Digital Contents Management System=デジタルコンテンツ伝送/行程管理システム) 導入や法制度の厳粛化の動きがある。

本稿では、学校や学校図書館が、有益な教育コンテンツをいかに選択し、情報メディアの活用に生かせるか、あるいは 2011 年からの地上波デジタル化を待たず、すでに始まっている放送と通信の融合（例えば放送と同時に同じコンテンツがインターネット上で配信されるサービス）をどのように活用できるかについて最近の重要な動向を取り上げて考察する。また、「放送と通信の融合」が学校教育、学校図書館におけるコンテンツ利用についてどのような影響を与えるかについても、著作権法との関連を中心に論述する。

*大阪市立大学大学院創造都市研究科

1. はじめに

日本においては、2001年1月に策定された e-Japan 戦略が発端となり、各分野で IT 国家戦略が進められているが、総務省では 2011年7月24日までのデジタル放送完全移行に向け、デジタル放送のメリットやアナログ放送の停波日などについて周知・広報に努め、デジタル放送設備の整備促進などに取り組んでいる。デジタル放送が学校教育や学校図書館にどのような形で影響するかは非常に興味あるところである。

文部科学省は、学校図書館図書の整備のため、新たに 2007 年度から 2011 年度までの「新学校図書館整備 5 年計画」を策定し、総額約 1,000 億円、単年度約 200 億円（増加冊数分：約 80 億円、更新冊数分：約 120 億円）の地方財政措置を行った¹⁻⁴⁾。この計画は、2007 年度から 5 年間で学校図書館図書標準の達成化を目指している。従来からの政策が「増加冊数分」だけの措置であったのに対し、この計画では過去 2 回の 5 年計画にはなかった図書の廃棄に伴う「更新冊数分」を加えた措置が取られた。計画を見ると図書を増やす財源より、廃棄に伴う更新冊数分の財源が多く、毎年約 120 億円分を割り当てている。

学校図書館にとって、地図や百科事典、法律書などの資料の陳腐化は学習の妨げにもなりかねない。初等・中等教育課程での調べ学習や総合学習を支えるメディア環境としての学校図書館は、そのコレクションレベルを一定規模に保つと共に、DVD などの媒体型デジタルコンテンツの充実や放送メディア等へのアクセス保障をも考慮したメディアセンターとしての機能が今後ますます重要となる。コピー機、FAX、電話、テレビの配備に加え、インターネット用コンピュータの設置は学校図書館のインターネット環境を高め、学習におけるインターネット利用のための「メディアルーム」として生まれ変わった。即ち、学校図書館は、読書センター、学習・情報センターとしての機能が大きく期待されるようになった。

一方、学校図書館では、日々の教育・学習活動における情報メディアの活用について、著作権法第 31 条、第 35 条、著作権法施行令第 1 条の 3

の壁が大きく立ちはだかっていることも事実である。著作権の問題については今後の動向に目が離せないが、上記、著作権法、同施行令が大きく変わることを期待して、主な論点について具体的に論述する。

2. デジタル化進展による放送と通信の融合の現状

近年のデジタル化進展による放送と通信の融合の現状について、いくつかの重要な話題を取り上げて、その現状及び課題を整理する。

2.1 地上波放送のデジタル化とネットとの連携

総務省は、地上放送のデジタル化により、様々な分野で新しいサービスが企画され実施されていくことを予想している⁵⁾。地上放送がデジタル化されると、家電業界ではデジタル対応テレビや情報家電が爆発的に製造され販売される。放送業界では高品質な映像や音声サービスが行われ、データ放送の充実化が進む。通信・ブロードバンド・コンテンツ業界においてはインターネットや移動体通信との連携が進み、デジタルコンテンツの流通促進が行われ、様々なデジタルアーカイブが誕生する。さらに流通業界では、TVショッピングなどのeコマースが進展し、地域社会においては電子自治体サービスが進行する。こうした大きな変革の波によって、教育業界の中では学校教育におけるデジタル放送の活用とデジタルコンテンツの活用がますます進展することが予想されている。

2.2 同時配信の実現に向けた動向

注目すべき同時配信のトピックスを以下に紹介する。

(1) 映像コンテンツをストリーム配信する場合の使用料額

日本経済団体連合会（日本経団連）は2005年3月23日、放送局制作のテレビドラマ番組をストリーム配信（著者注：パソコン端末にデータを一時保存させてからダウンロードする方法と違い、動画を受信しながら再生する配信方法）する場合をモデルに、原作者と脚本家、音楽家、実演家などの権利者が受け取る使用料額を公表した。この使用料額は、音楽、ゲ

ーム、アニメ、映画、放送などの関係企業と著作権関連団体が合意したものである。使用料額は、とりあえず2006年3月末までの暫定料率として定めた。文献から転載すると、表1となる⁶⁾。

表1 放送局制作のテレビドラマをブロードバンド配信する場合の使用料額

分野	協議先団体（順不同）	合意内容（当該分野の料額の合計）
文芸	日本文藝家協会 日本脚本家連盟 日本シナリオ作家協会	情報料収入の2.8%
音楽	日本音楽著作権協会	情報料収入および広告料収入の1.35%
レコード	日本レコード協会 日本芸能実演家団体協議会(芸団協) 実演家著作隣接権センター(CPRA)	情報料収入の1.8%
実演	芸団協・CPRA など	情報料収入の3.0%

Nikkei Communications, 2005. 11. 1, p. 120 より転載

(2) ストリーム配信番組

2006年2月7日のDIGITAL ARENAに、ストリーム配信番組が紹介されている。

例えば、「goo」では、過去に放送されたNHKの人気番組の名場面を紹介する「懐かしTV マニアックス〈NHK 篇〉」を独占配信した。NHKの持つ膨大な映像資料の中から、1950年代から1990年代の人気番組を選択し、名場面を中心にコメンテーターが番組の概要などを放送。一方、BIGLOBEは、NHKが過去に放送したドキュメンタリー番組3作品の配信を開始。配信するのは『プロジェクトX 挑戦者たち』の「よみがえれ 日本海～ナホトカ号 重油流出・30万人の奇跡～」など7話、『NHKスペシャル 宇宙 未知への大紀行』の「ふりそそぐ彗星が生命を育む」など9話、『NHKスペシャル 日本人はるかな旅』の「マンモスハンター、シベリアからの旅立ち」など5話。これらのストリーム配信は、いずれも配信される当初の一定期間は無料、それ以後は有料の形をとっている⁷⁾。

(3) 映画とインターネットの同時配信

2006年8月19日独立系の映画制作・配給会社シグロは、映画「もんしゅん」の劇場公開と同時に、同作品のインターネット配信を開始した。シグロ代表の山上徹二郎氏は、健全者と障害者の間にあるハードルを、字幕付きにすることによりバリアフリー化を推進することを先行させた結果であるという⁸⁾。これまでは観客動員数が減少する、DVDの売り上げが落ち込む、著作権に触れるといった理由から劇場公開とインターネット配信を同時に行う映画会社はなかった。映画界にとってインターネットでの同時配信はタブーとされてきたからである。

(4) 数万人規模のユーザーにライブを同時配信

2006年9月22日TVバンク株式会社は数万人規模のユーザーに対して高画質の動画コンテンツを同時に配信できるシステム「BBブロードキャスト」を用いて、ヤフー株式会社が提供する動画コンテンツポータル「Yahoo! 動画」上で、人気ダンスボーカルユニットEXILEのライブを配信し、約5分の1のトラフィックで最大同時視聴者数25,302人、総視聴者数46,904人を実現した⁹⁾。

(5) 放送番組の一部をインターネット経由でリアルタイムに配信

東京のFMラジオ局であるJ-WAVEは2006年11月22日、放送番組の一部を2007年元旦以降、インターネット経由でリアルタイムに配信すると発表した。月曜から木曜の22時から23時45分までの番組「TOMORROW」が対象。番組をネットで同時配信するのはJ-WAVEが初めてとなる¹⁰⁾。

(6) 放送番組とインターネットの同時配信

2007年9月7日AM放送のラジオ日本はその番組『びなメイドのラジカントロプス2.0』を放送したが、インターネットでも同時に配信した。時間は1時間程度であるが、著作権上配信できない音楽はカットされた¹¹⁾。

2.3 私的録音録画補償金について

私的録音補償金管理協会著『私的録音録画と著作権』では、私的録音録

画補償金制度が現在の著作権法に導入された経緯が詳しく記載されている¹²⁾。少し長文であるが、引用する。

著作権法は昭和 45 年に全面的に改正されたが、その改正された著作権法第 30 条では、私的使用のために音楽や映画などの著作物を録音・録画（複製）することは、それらの作品の権利者に許諾を得ることなく自由かつ無償で行うことができるとされていました。

しかし、録音・録画機器や記憶媒体の目覚ましい発達や普及に伴って、著作物などを家庭内録音・録画して楽しむことが広く定着したこと、近年ではデジタル方式による録音・録画機器の開発が進み、従来のアナログ方式と比べて高い品質の複製が可能となり、その結果、オリジナルと同様のコピーが社会全体として大量に作られるようになった。

このような状況において、いつまでも家庭内録音・録画による複製が無償で行えることは、著作権者、実演家及びレコード製作者が得られるはずの利益が損なわれているのではないか、との問題が提起されました。これを受け、著作権審議会（当時）において検討を行った結果、私的録音・録画による権利者の経済的な不利益を保証するために、私的録音・録画は従来どおり自由としながらも、権利者に対する補償金の支払いが必要であるとの結論が出され、これを踏まえて、平成 4 年 12 月、著作権法の一部改正が行われ、平成 5 年 6 月 1 日から施行されています。

以上の経緯にあるように、私的録音録画補償金制度は、文献¹³⁾によると、「平成 5 年に設けられた制度（録画については平成 11 年から）で、著作権法 30 条 2 項及び 104 条の 2 以下に規定されている。同法 30 条 2 項は「私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（中略）であって政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であって政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。」と規定している。これは、私的使用のための複製を認める

同条1項の例外として、デジタル機器による複製の場合には、複製者は補償金を支払わなければならないとしているからである。

しかし、多くの人は、自分が録音・録画するときに、著作権者に個別に補償金を支払った記憶はないであろう。その理由は、補償金の支払の特例について定めた同法104条の4にあり、「政令で指定された録音・録画機器とその記録媒体の購入者は、その購入時に、補償金を一括で支払わなければならない」と規定しているからである。つまり、我々は録音・録画機器とその記録媒体を購入する際に、製品代金に補償金を上乗せしてお金を払っていることになる。その対象となっているのは、DAT（デジタル・オーディオ・テープ）、DCC（デジタル・コンパクト・カセット）、MD、CD-R、CD-RW、D-VHS、DVカセット、DVD-R、DVD+R、DVD-RW、DVD+RW、DVD-RAMとこれらを使って録音・録画できる機器である。量販店などで「for Music」「for Video」と書かれたCD-RやDVDが「データ用」と書かれたものよりも高く販売されているのは、この補償金が上乗せされているためである。

「このようにして徴収された補償金は、私的録音補償金管理協会、私的録画補償金管理協会を通じて権利者に配分され、その額は、録音補償金が約23億4000万円、録画補償金が約14億8000万円（いずれも2004年度）となっています。」と報じられている¹⁴⁾。

現在、著作権制度の中で権利者を保護することは今日世界の潮流となっており、私的録音または私的録画補償金制度を導入している国は、日本以外に、アイスランド、アメリカ、イタリア、オーストラリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、コンゴ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニアなどがある¹⁵⁾。

2.4 権利者と消費者の間で許諾される録画回数（コピーワンス）の増加

2007年7月12日に行われた情報通信審議会「デジタルコンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」では、デジタル放送のコピー回数がこ

れまでの1回（コピーワンス）から10回（放送からHDD/DVDなどへの録画で1回、その他機器へのコピーが9回の合計10回）までに緩和される方向でほぼ合意したという。なお、実演家著作センター椎名和尺理事によれば談話の前提に「コンテンツへの尊敬」と「対価の還元」を挙げていて、「ユーザーの利便性と権利者の権利保護を両立させるためには、私的録音録画補償金制度の維持が不可欠」と主張している¹⁶⁾。

録画回数の増加は、学校教育、学校図書館業務に携わる我々にとり、有用な放送コンテンツを教育教材に取り入れることが実質的に可能になるという点で、非常に意義深いものである。従って、この件に関しては、放送事業者や映画制作者の苦渋の決断を大いに讃えるべきである。

これに対して、ある人気 Blog「著作権法コピーワンス」のコメント（2006. 8. 6）を要約する¹⁷⁾。

すなわち、インターネット上で配信することは禁止するが、コピーワンスを緩和して基本的にコピー回数を増加させることは、テレビ番組がいったん録画されるとデジタルの孫コピーなどが作られるということの意味するので、劇場用映画もテレビ放映されれば、DVDであればコピーが不可能なのに対し、デジタルのコピーが可能になってしまう。

放送番組を制作する放送事業者や映画制作者にとっては非常に不利になり、ユーザー自身の利便さを享受できるから、ユーザー及びメーカーが放送事業者などに対して一定の金銭を支払う必要がある。すべての関係者が不満を持つことがないような制度が構築されるべきである。

2.5 携帯で楽しめる地デジ放送「ワンセグ」のスタート

平成18年4月1日から携帯電話で受信できる地上デジタル放送「ワンセグ」が開始された¹⁸⁾。視聴自体は無料である。地上デジタル放送は平成15年12月1日より東京、大阪、名古屋を中心に家庭のテレビ向けに放送が開始されているが、「ワンセグ」は地上デジタル放送の6MHzの帯域を13に分けたセグメントの一つを使って放送するもので、携帯電話やパソコン、カーナビ、専用ポータブルテレビなど、移動体向けの放送と

して地上デジタル放送推進協会が仕様を策定してきた。

映像フォーマットは限られた容量で映像を放送することに適した技術 AVC/H.264 を採用、総ビットレートは約 312 Kbps、画面サイズは 320×240 または 320×180、音声モードはモノラル、ステレオ、主/副 2 チャンネルモノラルの 3 種類に対応する。地上デジタル放送の特徴として、映像、音声以外にデータ放送を同時に受信できる点が挙げられる。携帯電話向け「ワンセグ」では画面を上下 2 分割するなどしてデータ放送を同時に閲覧可能である。

現在視聴している番組情報のほか、詳細を案内するウェブサイトへのリンクなどが表示可能で、双方向のクイズ番組に参加したり、着信メロディをダウンロードしたりするサービスなどがある。このサービスは放送の視聴形態に革命的とも言える変化をもたらすものである。今後の発展によってはデータ放送内容を学校教材に利用することが可能になるであろう。

2.6 「ネット利用の TV 番組送信は適法」判決について

「まねき TV」が行っているインターネットを利用した TV 番組送信サービスに対して、NHK 及び民放 5 社より仮処分申立て却下決定に対する抗告が知的財産高等裁判所に申し立てられたが、2006 年 12 月 22 日、抗告棄却が決定した。すなわち、「まねき TV」の「ネット利用 TV 番組は適法」と見なされたわけである。

一方、同様なサービスを提供していた「録画ネット」は、逆に、2005 年 11 月 15 日東京地方裁判所において、その複製行為が放送に係る音又は映像について有する著作隣接権としての複製権（著作権法 98 条）を侵害するものとして「録画ネット」の抗告を棄却されている。この両者のサービスはほとんど同じであるにもかかわらず、なぜ法的に違いが生じたかについては、「録画ネット」自身が「まねき TV と録画ネットの違い 当方の見方」¹⁹⁾で客観的に分析している。その内容を要約する。

「録画ネット」は a) 機器の調達・製造を録画ネットが行った。b) 特殊なソフトウェアも録画ネットが用意し、利便性を向上させた。c) 機

器の販売も録画ネットが行っていた。d)ハウジングサービスを利用しないお客には機器を販売していなかったなどからお客様が個人の力でやっていると言えない、機器の所有権はまだ「録画ネット」にあり、業者の関与が高いと判断されたためのものである。

一方、お客様から「まねき TV」による録画機器を預かるケースを見ると、a) 機器の製造はソニーが行っている。b) 機器の販売は一般的な販売店がやっている。c) 機器の調達はお客様自身が行っている。d) 特殊なソフトウェアなども用意していない。e) 客はハウジングサービスを利用する必然性はない（自宅や友人宅でも可）などの理由から、業者の関与の程度が低く、適法と判断されたと分析している。

いずれにしても「まねき TV」のような方式を利用すれば、放映されたアナログ放送を時間差はあるものの PC 上での閲覧が可能となる。ただし、こうした判例はあくまでインターネットを使用した「個人録画・個人配信」に限定されたものであり、学校図書館等が学習教材の提供サービス機関として、放送コンテンツを蓄積し、学内 LAN を介して蓄積したものを授業教室等に配信することは認められていない。

2.7 9200 曲の使用差し止め確定＝CS 放送の同時再送信－最高裁（2006 年 10 月 10 日）

成田ケーブルテレビなど 3 社が CS（通信衛星）放送の番組を再放送したら、日本音楽著作権協会（JASRAC）が番組中の楽曲の無断使用は認められないと訴え、最高裁で勝訴。その 9200 曲の使用差し止め確定＝CS 放送の同時再送信の記事を引用する²⁰⁾。

CS 放送の配信で楽曲を無断使用されたとして、JASRAC が成田ケーブルテレビ（千葉県成田市）など 3 社に使用差し止めなどを求めた訴訟で、最高裁第 3 小法廷（上田豊三裁判長）は 10 日、ケーブルテレビ会社側の上告を受理しない決定をした。これにより、同社など 2 社に約 9200 曲の使用差し止めと計約 830 万円の支払い、残る 1 社に約

290万円の支払いを命じた2審知財高裁判決が確定した。2審判決によると、問題となったのは、ケーブルテレビ会社がCS放送の番組を受信し、契約者に同時再送信する放送。

1審東京地裁はJASRAC側の請求を認めなかったが、2審は「契約当時、CS放送は想定されていなかった」と判断。CS放送の再送信は契約に含まれないとした。(時事通信社配信記事より)

以上の各例にみられるように、放送と通信の融合があちこちで進行し、放送コンテンツがインターネットを通じて同時配信される事例が確実に増えてきた。今後もこの勢いは加速度的に増して我々の周りで日常化するのは間違いない。以前は技術的にかなり難しかった放送内容の一部を学校教材として取り上げることは、インターネットによるストリーム配信の形式をとればコンテンツがデジタル化されているため、かなり容易になるといえる。

また、アナログ放送が主体の現状から、2011年の完全デジタル放送化まで、今後急速にデジタル放送が増えていき、これまでのコピーワンス規制から10回までコピーが許されることにより、この方面からも、有用な放送番組の一部が学校教材として使われることが頻繁になることは必至と思われる。

電子立国として歩みつつある日本の現状において、放送コンテンツを学校教育に取り入れることを考えるとき、大きな障害になっているのは、著作権法第31条、第35条における学校図書館の取り扱いであり、これについて次章で詳しく論述する。

3. 著作権法第31条、第35条における学校図書館に関する取扱い

3.1 図書館等における複製

図書館等における複製を規定する著作権法第31条は、著作権者の複製権の制限条項である。条文を引用で示す。

第 31 条

図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で、政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を一人に付き一部提供する場合）
- 二 図書館資料の保存のために必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

なお、上記条項中の「図書館等」については、著作権法施行令第 1 条の 3 に列記している中で、「大学または高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設」は含まれるが、小学校、中学校、高等学校の図書館はこの政令から除外されている^{21, 22)}。

この趣旨は、文化庁文化部著作権課内著作権法令研究会の見解によれば、「小学校、中学校、高等学校に置かれた図書館については、児童、生徒に著作物の複製物を提供する必要性が少ないこと」とある²³⁾。また、「立法理由としては、調査研究のように供するための複写である以上、高等教育機関に限定したとのことである。」との見解もある^{24, 25)}。

従って、小学校、中学校、高等学校の図書館で働く学校司書にとっては、教材に供する事を前提として、資料を準備することはできるが、その資料のコピーは、教師の代理として行うか、教師または生徒自身が行わなければならないことになる。

学校教育は、次の 3 要素、即ち「教育者（教師）」、「学習者（児童生徒）」、「教材（教育内容）」から成り立つ。つまり、学校教育はこの 3 要素の相互関係で紡ぎだされるものであり、それぞれの相互作用によって教

育の質は変化する。従来の「教育者（教師）」を中心とした「もっぱら教える」ことと、「学習者（児童生徒）」は「もっぱら覚える」こと、という学習・暗記型モデルの弊害は20世紀後半から指摘を受けて久しい。こうした中、「学習者（児童生徒）」を中心とした、自ら考え、「生きる力」を身につける学習が「調べ学習」や「総合学習」の中で育む努力や取り組みが進められてきた²⁶⁾。しかし、学校における知識情報基盤のインフラストラクチャーとしての学校図書館の充実はまだ不十分であり、教育推進機能が十分に果たしうる体制とはいえない。十分な学習環境「教材（教育内容）」に達していない現状にあって、先の文化庁文化部著作権課内著作権法令研究会の見解、「小学校、中学校、高等学校に置かれた図書館については、児童、生徒に著作物の複製物を提供する必要性が少ないこと」は、現在の行政当局の非公式な見解とは言え、最近の小、中、高において、学校図書館の重要性が認識されている事実とは大いに異なり、本来の立場である「学習環境の整備促進」から大きく乖離し、学習環境の整備促進という立場から見れば本末転倒と言わざるを得ない。

多様なコンテンツが異なるチャンネルで発信され飛び交う現在において、自らの情報要求を明確化し、能動的な情報の探索・入手を行い、それを比較・検討して、自らの意見形成や情報発信に結びつける能力の育成は、初等および中等教育課程においてその基礎が育まれるものであり、生涯学習社会において、自立・協同のできる人格形成の柱ともなるものであり、ここに教育を支える学校図書館の働きが強く期待される場所である。著作権法第31条及び同施行令第1条の3の学校図書館への拡張が強く望まれる。

3.2 学校その他の教育機関における複製等

学校その他の教育機関における複製等を規定する著作権法35条には「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製できる。ただし、当該著作物の種類及び用途

並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」(改正：平 15 法 085)とあり、学校で教材として使う目的であれば、教師およびその授業を受ける生徒は必要限度内においてコピーは適法である。

すなわち、学校現場では、授業やその他学習のために、教師が書籍等からの切り貼り、あるいはインターネット情報資源から一部をコピーして教材を作る場合、上記、著作権法第 35 条「学校その他の教育機関における複製等」の規定により「教育を担当する者」及び「教育を受けるもの」は授業の過程に使用に供することを目的として「公表された著作物」を複製できる。

また、上記のように平成 15 年の著作権法第 35 条の改正では、「教育を担当する者」だけでなく、「授業を受ける者」へも拡大された。これは、教育の情報化等に対応してインターネットを授業に利用する機会が多くなったため、ホームページ等のコピーを児童生徒にも提供できるように範囲を拡大するために行った法改正とも考えられ、教師が授業用プリントに他の著作物を切り貼りする行為だけでなく、児童生徒がインターネット上の資料を自らコピーする道も開けた。

ただし、その行為目的が、上記 35 条「授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物、複製することができる。」のであり、「著作権者の利益を不当に害さない」という制約条件が付帯する。従って、学校図書館で行うコピーは、教師、児童生徒ともに、公表された著作物を授業で使用する目的にのみ必要と認められる限度内において、著作権者の許諾なしに行うことができるということとなる。

なお、「授業の過程」というのは、教室で行われる授業に限定されるものではなく、部活動や文化祭、修学旅行など、学校で行うすべての行事を含むものである。「教育を担当する者」というのも、授業を行う教師に限定されるものではなく、教師の委任を受けた職員や教師の指導に従って学習活動を行う児童生徒も含まれる。従って、児童生徒を対象とした学校教育活動全てにおいて、メディアに公表された著作物を、教材として教育の

場で使用するのであれば、著作権者の許諾を得る必要なく、自由に複製、使用ができる。ただし、複製の部数は児童生徒の数に見合ったものでなければならない。

更に著作権法第 35 条 2 項は、35 条 1 項のコンテンツへの遠隔・同時利用への道を開いている。

第 35 条 2 項

公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第 38 条第 1 項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

4. 学校図書館における教育用教材の利用

図書館における著作物の複製は、「図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で、政令で定めるもの」において、「営利を目的としない事業として」許可されている（著作権法第 31 条）。その「図書館その他の施設」は、上述したように著作権法施行令において、「1 図書館法第 2 条第 1 項の図書館 2 学校教育法第 1 条の大学又は高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設」に限定されており、初等中等教育課程の学校図書館は含まれていない。

このため厳密な法解釈においては、学校図書館はその収集・蓄積したメディアを「利用者の求めに応じて」複写・提供することは困難である。法的な手法としてカード式複写機などを学校図書館内に設置して、「個人的な複写」として実行可能な環境を提供する方法は、違法状態ではないと

はいうものの、限りなく「脱法」状態であり、教育機関においては自粛すべき行為であろう。

5. 結 論

著作権法第 31 条が適用される「図書館」を規定している著作権法施行令第 1 条の 3 には、公共図書館、大学図書館、国立国会図書館等が規定されているが、学校図書館は含まれていない。一方、学校教育活動において、公表された著作物の有益な利用は著作権法 35 条 1 項で認められている。

学校図書館は「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備」（学校図書館法第 1 条）であり、学校図書館は「図書館資料を収集し、児童または生徒及び教員の利用に供する」ことは、教師が、授業を実施するときに、図書館があらかじめ、授業に関係する資料を収集、整理して、これを提供することは学校図書館の基本的な機能と役割である。

「教員の利用」は、教師が教室で、児童生徒に複写、配布資料、上映するビデオ、スライド、レコード、CD、DVDなどを教師に提供することも含まれる。これらの情報機器の貸出と使用方法を教師に教えることも学校図書館の役割であると考ええる。

学校図書館には、著作権上、図書館に認められている複製権の適用がなく、複製、複写サービスができない。著作権法第 31 条が適用される図書館を定めている著作権法施行令第 1 条の 3 に学校図書館が含まれていないからである。

ところが一方で、学校教育活動の中で、公表された著作物の有意義、有益な利用は著作権法第 35 条 1 項で認められている。

学校図書館は、学校に附設されている不可欠な設備で、学校教育を支える知的情報資源提供施設である。従って、複製権の適用対象は学校図書館にも拡大をされるべきであり、そのために一日も早く著作権法第 35 条 1 項が改正されることを強く望む。学校図書館に同法が適用されると、公立図書館に適用される第 31 条に基づく図書館サービスに匹敵する学校図書

館サービスの展望の基盤が整うことは間違いない。

ただし、第35条1項の規定する「教育を担当する者」及び「授業を受ける者」のコピー可能概念には、その時々の一時的利用のための複写利用が背景にあるように類推される。資料・情報を予め収集、整理、保管して提供する学校図書館機能への第35条1項の適用への道は、「権利者側の権利をみだりに侵害するものではない」ことへの理解を求めて行く普段の努力を要しよう。更には、現在の一部の学校現場における市販演習ドリルなどの全体複写のような無定見な「教育用利用」は、著作権者側における教育利用複写への理解を困難としていることも指摘しておきたい。

また、地域の公共図書館や学習支援センターを中心とした地域図書館ネットワークが整備されつつある現在では、こうしたシステムをより実行あるものとして機能させるため、図書館間相互利用体制の基盤となる文献複写サービスを学校図書館も導入することができるよう、著作権法施行令第1条の3に学校図書館を含めるべきと考える。

こうした法的基盤の整備と共に、学校図書館には専任・専従の「人」の配置と地域図書館ネットワークにおける物流体制の構築と関係者の研修等を通じた情報共有の仕組みが欠かせないことは論をまたない。

授業を行う教師や授業を受ける児童生徒が必要とする資料の収集、組織化、複製物の作成等は学校教育を支援する学校図書館の本来の任務であり、教師、児童生徒が授業準備や授業での作成過程で、絶版などの理由で容易に入手できない場合、図書館資料の複製を提供することは学校図書館においても可能である。

司書教諭は必要な資料のコピーを児童生徒に与えることができる。また、学校教育の一端を担う学校司書が授業を担当する教師や授業を受ける児童生徒のための複写サービスを行うことにも問題はないと考えられる。

司書教諭は教育課程の全体を見通した上で図書館サービスを行っており、教科の教師と協力して授業を行うこともある。また、学校司書は学校図書館の日常的な利用を通じ、児童生徒の授業の理解を支援し、健全な発達を支える。学校図書館は、支障のない限り地域にも開放されている。

以上のことから、学校図書館が、公共図書館と比較して、著作権上、極めて図書館サービスを展開しにくい立場に置かれている状態が打破され、一日も早く著作権法第31条に適用される「図書館」を定める著作権法施行令第1条の3に学校図書館が含まれること及び第35条1項の「権利の制限」対象となることを期待する。

注

- 1) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課「新たな学校図書館図書整備5カ年計画について」『学校図書館』683, p. 14-15, 2007. 9 (特集1「新5カ年計画」推進への取り組み)
- 2) 笠木幸彦「「新5カ年計画」を生かして図書費予算化にどう取り組むか」同上, p. 16-21.
- 3) 徳永隆憲「子供が必要とする学校図書館を創ろう-「新5カ年計画」をどのようにとらえるか」前掲1) p. 22-23.
- 4) 「年二百億円の完全実施を」『全国図書新聞』, 2007. 2. 11号, <http://www.shoten.co.jp/nisho/bookstore/shinbun/view.asp?PageViewNo=5703> [最終確認: 2007. 10. 25]
- 5) 総務省東海総合通信局の広報誌「マイメディア東海」第239号, <http://www.tokai-bt.soumu.go.jp/tool/kohosiryu/mymedia/19/html/239/239-4.htm> [最終確認: 2007. 10. 25] および Nikkei Communications, 2005. 11. 1 [最終確認: 2007. 10. 25]
- 6) 「通信と放送の融合③: 映像コンテンツのネット配信使用料額はこうして決まった」『Nikkei Communications』2005. 11, p. 120-125. 2005.
- 7) <http://arena.nikkeibp.co.jp/article/news/20060207/115280/> [最終確認: 2007. 10. 25]
- 8) <http://arena.nikkeibp.co.jp/article/col/20061003/119047> [最終確認: 2007. 10. 25]
- 9) <http://www.tv-bank.com/jp/20060926.html> [最終確認: 2007. 10. 25]
- 10) <http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20061122/254608/> [最終確認: 2007. 10. 25]
- 11) [http://blog.jorf.co.jp/radio/2007/09/post_97 ca.html](http://blog.jorf.co.jp/radio/2007/09/post_97_ca.html) [最終確認: 2007. 10. 25]
- 12) 私的録音補償金管理協会『私的録音録画と著作権』文化庁監修, 著作権情報センター, 2007. 4, p. 6.
- 13) http://www.hou-nattoku.com/enq/archive/10_remuneration.php [最

終確認：2007. 10. 25]

- 14) 同上
- 15) 前掲 12) p. 9.
- 16) 「コピー 10 回だからこそ、補償金制度が不可欠」 <http://plusd.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0707/17/news065.html> [最終確認：2007. 10. 25] 及び「コピーワンス問題と補償金制度に関する緊急声明」 http://www.jasrac.or.jp/release/07/pdf/07_3.pdf [最終確認：2007. 10. 25]
- 17) 2006-08-03 00: 57: 15 の goo ブログ「著作権法コピーワンス」の O 氏コメント <http://blog.goo.ne.jp/copyright1971/e/3a1688710a15ab43c0d0a79e37d4670e> [最終確認：2007. 10. 25]
- 18) 例えば、次を参照。http://k-tai.impress.co.jp/cda/article/news_toppage/25808.html [最終確認：2007. 10. 25] http://k-tai.impress.co.jp/cda/article/news_toppage/18201.html [最終確認：2007. 10. 25]
- 19) 「まねき TV と録画ネットの違い 当社の見方」録画ネット：<http://www.6ga.net/diffmanekitv.php> [最終確認：2007. 10. 25]
- 20) 「9200 曲の使用差し止め確定＝CS 放送の同時再送信－最高裁」（歌詞サイトの使用禁止（その 26＝番組の再放送にまで割り込む JASRAC）に掲載）http://oka1.in.at.webry.info/200610/article_2.html [最終確認：2007. 10. 25]
- 21) 著作権法施行令（図書館資料の複製が認められる図書館等）第 1 条の 3 <http://www.houko.com/00/02/S45/335.HTM#s1-2> [最終確認：2007. 10. 25]
- 22) 黒澤節男『図書館と著作権』改訂、著作権センター、2007、p. 6-7（ケーススタディ著作権 3）
- 23) 文化庁文化部著作権課内著作権法令研究会編『著作権 Q&A』著作権資料協会、1963、p. 159.
- 24) 日本図書館協会著作権委員会編著『学校図書館の著作権 Q&A』日本図書館協会、2006、p. 17.
- 25) 作花文雄『詳解著作権法』第 3 版、ぎょうせい、2004、p. 328.
- 26) 汐見稔幸「学力『低下』問題と新たな学力形成の課題としての総合学習」『教育』50(2) 2000. 2、p. 6-9.

参考文献・資料

- 1) 総務省地上デジタル放送受信相談センター「地上デジタルテレビ放送のご案内」http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/whatsnew/digital-broad/index.html [最終確認：2007.10.25]
- 2) 総務省関東総合通信局「地上デジタルテレビ放送」<http://www.kanto->

- bt.go.jp/bc/dgindex.html [最終確認：2007. 10. 25]
- 3) 日本図書館協会著作権委員会編『図書館サービスと著作権』改訂3版, 日本図書館協会, 2007.
 - 4) 志保田務 [ほか] 編著『学校教育と図書館：司書教諭科目のねらい・内容とその解説』第一法規, 2007, p. 206-216.
 - 5) 著作権法第35条ガイドライン協議会「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」2006. 4, <http://www.jbpa.or.jp/35-guideline.pdf> [最終確認：2007. 10. 25]
 - 6) 日本図書館協会著作権委員会編著『学校図書館の著作権問題 Q&A』日本図書館協会, 2006, p. 16-36.
 - 7) 森田盛行『学校図書館と著作権』第3版, 全国学校図書館協議会, 2006, p. 20-33.
 - 8) 塩見昇編著『教育を変える学校図書館』風間書房, 2006, p. 194-196.
 - 9) 三上久代『学校図書館における新聞の活用』全国学校図書館協議会, 2006, p. 14-46.
 - 10) 横山隆文「放送と著作権」『情報処理』47(2) 2006, p. 143-146.
 - 11) 八重樫理人 [ほか]「教育機関における著作物複製ガイドラインに準拠した資料複製・配布システム提案とその実践方法」『メディア教育研究』3(1) 2006, p. 91-97.
 - 12) 押上武文・小川哲夫編著『子供の学力を高める学校図書館の教科別活用法』学事出版, 2006.
 - 13) 名和小太郎・山本順一『図書館と著作権』日本図書館協会, 2005, p. 63-74.
 - 14) 山本順一「学校図書館と著作権」『学校図書館』659, 2005. 3, p. 15-18.
 - 15) 黒澤節男『Q&A で学ぶ図書館の著作権基礎知識』太田出版, 2005.
 - 16) 日本図書館情報学会研究委員会編『学校図書館メディアセンター論の構築にむけて：学校図書館の理論と実践』勉誠出版, 2005, p. 169-186.
 - 17) 岡本薫著『教育関係者のためのインターネット時代の著作権：もうひとつの「人権」』2004年版, 8版, 2004.
 - 18) 坂田仰編著『教育改革の中の学校図書館：生きる力・情報化・開かれた学校』八千代出版, 2004, p. 119-127.
 - 19) 塩見昇・山口源次郎編著『図書館法と現代の図書館』日本図書館協会, 2003.
 - 20) 大串夏身編著『学習指導・調べ学習と学校図書館』青弓社, 2003, p. 11-25, 179-187.
 - 21) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課「これからの学校教育と司書教諭の役割」『学校図書館』629, 2003. 3, p. 4-26.

- 22) 堀川照代・中村百合子編著『インターネット時代の学校図書館：司書・司書教諭のための「情報」入門』東京電機大学出版局，2003，p. 128-130.
- 23) 学校図書館協議会新学校図書館学編集委員会編『情報メディアの活用』全国学校図書館協議会，2002，p. 152-163.
- 24) 山本順一「インターネット利用と著作権」『学校図書館』617, 2002. 3, p. 23-25.
- 25) 小川光宏『学校図書館メディアの構成』樹村房，2002，p. 110.
- 26) 武田英治・山本順一編『図書館法規基準総覧』第2版，日本図書館協会，2002，p. 69-126, 301-636.
- 27) 『これからの学校図書館と司書教諭の役割：改正学校図書館法マニュアル』改定版，全国学校図書館協議会，2000，p. 8-21.
- 28) 著作権センターホームページ <http://www.cric.or.jp/> [最終確認：2007. 10. 25]